

平成27年度 共通仕様書（業務委託編） 改正概要
（平成27年10月1日改正）

No.	項目	内容	備考
1	共通 業務の着手	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画書内容把握後に効率的な初回打合せが可能となる、初回打合せまでの日数確保のため、業務着手日を改正 「<u>14日</u>」 → 「<u>15日（休日等）</u>」 	(I)9、199 (II)22、524 [資料4-2 P1]
2	共通 担当技術者 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 技術者に実務経験を積ませやすくするため、担当技術者の登録上限を改正 「<u>3名</u>」 → 「<u>8名</u>」 テクリスへ登録できる技術者は、<u>業務計画書に示した技術者</u>とする。 	(I)10 (II)24、526 [資料4-2 P1]
3	共通 提出書類	<p>【平成27年7月28日付け27企技第628号で改正済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務手続きの実態にあわせ、テクリスの登録期限を改正 「<u>閉庁日を除き10日以内</u>」 → 「<u>速やかに</u>」 	(I)10、200 (II)24、526
4	共通 打合せ等	打合せの回数を明確化するため「 <u>打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による</u> 」と追記	(I)11 (II)526
5	共通 業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の休日が増加し実務日数が減少していることから、業務計画書の提出期限を改正 「<u>14日以内</u>」 → 「<u>10日（休日等を除く）以内</u>」 	(I)11、201 (II)24、527 [資料4-2 P2]
6	共通 守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> 文言を改正 「<u>他人（他社）</u>」 → 「<u>第三者</u>」 	(I)16、203 (II)28、531
7	共通 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 1. 基本的事項 「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」を追記 2. 秘密の保持 11. 従事者への周知 「<u>他人</u>」 → 「<u>第三者</u>」 10. 管理体制の整備 管理体制について、「<u>業務計画書に記載するものとする。</u>」と追記 	(I)17、206 (II)28、531
8	共通 行政情報流出防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 管理体制の整備 管理体制について、「<u>業務計画書に記載するものとする。</u>」と追記 	(I)19、207 (II)31、534

No.	項目	内容	備考
9	用地測量 全体	・ 文言の改正 「 <u>受託者</u> 」 → 「 <u>受注者</u> 」 「 <u>委託者</u> 」 → 「 <u>発注者</u> 」	(I)147
10	測量 3. (参考資料) 公共測量の手続き	・ 国土地理院ホームページ内の「 <u>公共測量</u> 」のページを参照するよう記載し、共通仕様書から <u>様式を削除</u>	(I)145
11	地質調査 全体	・ 文言の改正 「 <u>準拠して</u> 」 → 「 <u>より</u> 」	(II)各頁
12	地質調査 第1章総則	第102条 用語の定義 「 <u>照査</u> 」の定義を追記 定義：受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。	(II)524
13	地質調査 第1章総則	第134条 安全等の確保 「 <u>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止に努めなければならない。</u> 」を追記	(II)533
14	地質調査 第2章ボーリング	第203条 調査等 ・ 4. 掘進 機械ボーリングについて、 <u>オールコアボーリング、ノンコアボーリングの定義</u> を追記 ・ 7. その他 先行ボーリングについて、「 <u>採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。</u> 」を追記	(II)536
15	地質調査 第4章サウンディング 第5節 簡易動的コーン貫入試験	第413条 目的 第414条 試験等 第415条 成果品 <u>新規追加</u>	(II)541
16	地質調査 第11章軟弱地盤 技術解析	第1102条 業務内容 3. 現況地盤解析 安全率等を算定する断面を明確化するため、「 <u>各断面</u> 」を追記	(II)551

No.	項目	内容	備考
17	地質調査 第6章地下水調査	第1801条 地下水調査 ・地下水検層の仕様を改正 地下水の流動箇所では「希釈される、若しくは」温度が変化することを利用して、… →地下水の流動箇所では「トレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は」温度が変化することを利用して、…	(Ⅱ)565
18	土木設計業務等 全体	・「設計業務等」→「土木設計業務等」 契約書と表現を統一（積算基準も改正）	—
19	土木設計業務等 全体	・照査について、 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査するよう各工種に追記</u>	各工種
20	土木設計業務等 第1編第1章 総則	第1102条 用語の定義 「照査」の定義を追記 定義：受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	(Ⅱ)22
21	土木設計業務等 第1編第1章 総則	第1107条 管理技術者 ・ <u>管理技術者の保有資格を改正</u> 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）を追記	(Ⅱ)23
22	土木設計業務等 第1編第1章 総則	第1108条 照査技術者及び照査の実施 ・「 <u>受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u> 」と追記 ・照査技術者の保有資格を改正 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）を追記	(Ⅱ)23
23	土木設計業務等 第1編第2章 設計業務等一般	第1206条 設計業務の内容 ・概略設計に「 <u>各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう</u> 」と追記	(Ⅱ)34
24	土木設計業務等 第1編第2章 設計業務等一般	第1211条 設計業務の成果 ・(1)設計業務成果概要書に「 <u>維持管理に関すること</u> 」を追記	(Ⅱ)36

No.	項目	内容	備考
25	土木設計業務等 第1編第2章 設計業務等一般	第1212条 環境配慮の条件 ・グリーン購入法大6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達を推進を図るための方針」に基づき、 <u>判断の基準を満たすものが調達されるように設計するもの</u> とすると追記	(Ⅱ)37
26	土木設計業務等 第1編第2章 設計業務等一般	第1213条 維持管理への配慮 ・「 <u>受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</u> 」と追記（条項の追加）	(Ⅱ)37
27	土木設計業務等 第2編第1章 河川環境調査	第2節 環境影響評価 ・ <u>準拠する技術指針、省令等を改正</u>	(Ⅱ)41
28	土木設計業務等 第2編第1章 河川環境調査	・第2103条 計画段階配慮書（案）の作成 <u>新規追加</u> ・第2104条 方法書（案）の作成 第2105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第2106条 調査 第2107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第2108条 準備書（案）の作成 第2109条 評価書（案）の作成 <u>技術指針省令の条項の改正</u>	(Ⅱ)41
29	土木設計業務等 第2編第2章 河川調査・計画	第2204条 ティーセン法による検討 2. 業務内容 (3)統計解析 ① <u>相関回帰分析等により欠測補填を行う場合、欠損観測所を除く</u> と追記 ② <u>確率分布モデルにより確率計算を行う場合、計画規模に対する</u> と追記 (5)対象降雨の作成 ①「 <u>対象降雨群を選定し</u> 」を削除 ②「 <u>主要地点上流域の対象降雨群の波形作成を行うものとする。</u> 」と改正	(Ⅱ)53

No.	項目	内容	備考
30	土木設計業務等 第2編第2章 河川調査・計画	第2211条 低水流出解析 2. 業務内容 (3)現地調査 1) <u>行程計画及びとりまとめ</u> → 行程計画	(Ⅱ)58
31	土木設計業務等 第2編第2章 河川調査・計画	第2212条 河道計画 2. 業務内容 (4) <u>現況河道解析</u> → (4) <u>河川特性の把握</u>	(Ⅱ)60
32	土木設計業務等 第2編第2章 河川調査・計画	第2213条 内水処理計画 2. 業務内容 (4)基礎調査 ・1) 水文調査 → 1) <u>水文調査の収集・整理</u> ・必要と考えられる場合に「 <u>発注者と協議の上</u> 」新たに水文観測所を設置することを追記	(Ⅱ)61
33	土木設計業務等 第2編第2章 河川調査・計画	第2214条 利水計画検討 2. 業務内容 (5)利水計算モデルの検討 ・4) <u>計算プログラム作成</u> → 4) <u>計算モデル作成</u> (6)利水計算 1) データ登録 ・ <u>その過程を再現し得るプログラム</u> → <u>その過程の再現に必要な情報</u>	(Ⅱ)63
34	土木設計業務等 第2編第3章 河川構造物設計	第2節 築堤設計 第2302条 築堤設計区分 第2303条 築堤予備設計 第2304条 築堤詳細設計 <u>新規追加</u>	(Ⅱ)79
35	土木設計業務等 第2編第3章 河川構造物設計	第2309条 樋門予備設計 第2310条 樋門詳細設計 第2321条 排水機場予備設計 第2322条 排水機場詳細設計 <u>耐震設計(レベル2)</u> については、別途 <u>設計図書</u> に示される業務内容とするよう追記	(Ⅱ)88
36	土木設計業務等 第4編 砂防地すべり対策編 全体	・各工種に応じて貸与資料を改正 第1章 砂防環境調査 第2章 砂防調査・計画 第3章 砂防構造物設計	(Ⅱ)各工種

No.	項目	内容	備考
37	土木設計業務等 第4編 砂防地すべり対策編 全体	・各工種に応じて <u>成果品を改正</u> 第2章 砂防調査・計画 第3章 砂防構造物設計 第4章 地すべり対策調査・計画・設計 第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第6章 雪崩対策調査・計画・設計	(Ⅱ)各工種
38	土木設計業務等 第4編第1章 砂防環境調査	・第4108条 底生生物調査 → 底生動物調査	(Ⅱ)159
39	土木設計業務等 第4編第1章 砂防環境調査	第4109条 景観調査 2. 業務内容 (3)事前調査 ・収集する資料に「 <u>設計図書に示す他機関より収集するものとする。</u> 」と追記 ・「 <u>文化財保護法</u> 」の法的規制も調査するよう追記	(Ⅱ)160
40	土木設計業務等 第4編第2章 砂防調査・計画	第4204条 土石流対策調査 (3)現地調査 現地調査の項目に「 <u>最大粒径</u> 」を追記 (4)流域特性調査 調査資料として「 <u>航空レーザ測量成果</u> 」を追記	(Ⅱ)164
41	土木設計業務等 第4編第2章 砂防調査・計画	第4205条 流木対策調査 (4)流域現況調査 1)地形調査 調査資料として「 <u>航空レーザ測量成果</u> 」を追記 3)林相調査 「 <u>調査はサンプリング調査を標準とする</u> 」を追記	(Ⅱ)165
42	土木設計業務等 第4編第2章 砂防調査・計画	第4208条 水系砂防計画 2. 業務内容 (2)現地調査 砂防施設計画 → 砂防施設配置計画 (3)計画土砂量等調査 → 計画土砂量等検討	(Ⅱ)167
43	土木設計業務等 第4編第2章 砂防調査・計画	第4209条 土石流対策計画 2. 業務内容 (5)土石流による被害の推定 を追加 (6)土石流対策施設計画 → 土石流対策施設配置計画	(Ⅱ)168

No.	項 目	内 容	備考
44	土木設計業務等 第4編第2章 砂防調査・計画	第4211条 火山砂防計画 2. 業務内容 (7)火山対策砂防施設計画 → 火山対策砂防施設配置計画	(Ⅱ)170
45	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 2. 業務内容 (5)施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 施工計画の立案項目に「 <u>資材運搬方法</u> 」を追記	(Ⅱ)177
46	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4307条 溪流保全工詳細設計 2. 業務内容 (3)基本事項決定 基本事項を決定する項目に「 <u>計画対象流量、計画縦断勾配等設計諸元、地形地質条件</u> 」を追記 (4)施設設計 2) <u>設計図の作成</u> を追加	(Ⅱ)178
47	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4309条 土石流対策工予備設計 2. 業務内容 (3)基本事項検討 基本事項の <u>検討項目の詳細</u> を追記	(Ⅱ)181
48	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4310条 土石流対策工詳細設計 2. 業務内容 (2)現地踏査 <u>「貸与資料を基に現地踏査を行い」</u> を追記 (4)施設設計 <u>「3) 付属施設の設計」</u> を追加	(Ⅱ)183
49	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4311条 流木対策工予備設計 2. 業務内容 (2)現地踏査 <u>「溪流付近の植生や倒木の状況」</u> を追記 (3)基本事項検討 基本事項の <u>検討項目の詳細</u> を追記 (4)配置計画 → 配置設計 (5)施設設計検討 <u>「配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。」</u> と追記	(Ⅱ)185

No.	項目	内容	備考
50	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4312条 流木対策工詳細設計 2. 業務内容 (4)施設設計 3) <u>付属施設的设计</u> を追加	(Ⅱ)187
51	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4314条 護岸工予備設計 2. 業務内容 (3)基本事項検討 <u>検討項目の詳細</u> を追記	(Ⅱ)189
52	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4315条 護岸工詳細設計 2. 業務内容 (3)基本事項決定 基本事項を決定する項目に「 <u>計画諸元、地質条件</u> 」 を追記	(Ⅱ)190
53	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4317条 山腹工予備設計 1. <u>業務目的</u> を改正 2. 業務内容 (3)基本事項検討 基本事項の検討項目に「 <u>地形地質条件</u> 」を追記	(Ⅱ)191
54	土木設計業務等 第4編第3章 砂防構造物設計	第4318条 山腹工詳細設計 1. <u>業務目的</u> を改正 2. 業務内容 (3)基本事項決定 基本事項を決定する項目に「 <u>設計条件、地形地質条件</u> 」 を追記	(Ⅱ)193
55	土木設計業務等 第4編第4章 地すべり対策調査・計画・設計	第4403条 地すべり予備調査 2. 業務内容 (2) <u>文献調査</u> → (2) <u>資料収集整理</u>	(Ⅱ)207
56	土木設計業務等 第4編第4章 地すべり対策調査・計画・設計	第4408条 地すべり防止施設予備設計 2. 業務内容 (3)基本事項の検討 ・「 <u>現地踏査の結果に基づき</u> 」を追記 ・ <u>検討する基本事項を整理</u> (8) <u>施工計画検討</u> を追加	(Ⅱ)211
57	土木設計業務等 第4編第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	第4503条 急傾斜地予備調査 2. 業務内容 (3)写真判読 <u>判読項目の詳細</u> を追記	(Ⅱ)217

No.	項目	内容	備考
58	土木設計業務等 第4編第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	第4505条 急傾斜地機構解析 第4506条 急傾斜地崩壊対策計画 ・文言の改正 崩壊(危険)斜面 → <u>急傾斜地崩壊(危険)斜面</u> すべり <u>(崩壊)面</u> → <u>崩壊(すべり)面</u> 斜面 → <u>急傾斜地斜面</u>	(Ⅱ)219、221
59	土木設計業務等 第4編第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計 2. 業務内容 (3)基本事項の検討 ・ <u>検討する基本事項を整理</u> (4) <u>配置設計</u> を追加	(Ⅱ)222
60	土木設計業務等 第4編第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計 2. 業務内容 (3)基本事項決定 ・ <u>決定する基本事項の詳細</u> を追記	(Ⅱ)223
61	土木設計業務等 第4編第6章 雪崩対策調査・計画・設計	第4603条 雪崩予備調査 第4604条 雪崩解析調査 2. 業務内容 (2) <u>現地調査</u> → <u>現地踏査</u>	(Ⅱ)229、230
62	土木設計業務等 第4編第6章 雪崩対策調査・計画・設計	第4605条 雪崩防止施設計画 2. 業務内容 (2) <u>資料収集整理</u> を追加	(Ⅱ)231
63	土木設計業務等 第4編第6章 雪崩対策調査・計画・設計	第4607条 雪崩防止施設予備設計 2. 業務内容 (4) <u>配置設計</u> を追加	(Ⅱ)232
64	土木設計業務等 第4編第6章 雪崩対策調査・計画・設計	第4608条 雪崩防止施設詳細設計 2. 業務内容 (3)基本事項決定 ・ <u>決定する基本事項の詳細</u> を追記	(Ⅱ)233

No.	項目	内容	備考
65	<u>土木設計業務等</u> 第5編第1章 ダム環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・第5103条 計画段階配慮書(案)の作成 <u>新規追加</u> ・第5104条 方法書(案)の作成 第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第5106条 調査 第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第5108条 準備書(案)の作成 第5109条 評価書(案)の作成 <u>技術指針省令の条項の改正</u> 	(Ⅱ)241～
66	<u>土木設計業務等</u> 第5編第3章 ダム地質調査	第5322条 孔内観察 1. 業務の目的 <u>「地質構造」を追記</u>	(Ⅱ)273
67	<u>土木設計業務等</u> 第5編第7章 ダム点検	第5701条 ダム総合点検 <u>新規追加</u>	(Ⅱ)338
68	<u>土木設計業務等</u> 第6編第1章 道路環境調査	<ul style="list-style-type: none"> ・第6102条 計画段階配慮書(案)の作成 <u>新規追加</u> ・第6103条 方法書(案)の作成 第6104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 第6105条 調査 第6106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 第6107条 準備書(案)の作成 第6108条 評価書(案)の作成 <u>技術指針省令の条項の改正</u> 	(Ⅱ)351～
69	<u>土木設計業務等</u> 第6編第1章 交通現況調査	第6204条 交差点部交通量調査 2. 業務内容 (3)交通量観測 <u>「交通渋滞実態調査マニュアル」</u> →「 <u>全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査実施要領 交通調査編</u> 」	(Ⅱ)358

No.	項目	内容	備考
70	<u>土木設計業務等</u> 第6編第1章 交通現況調査	第6207条 旅行速度調査 2. 業務内容 (4)集計整理 <u>「第6206条走行速度調査第2項の(4)」</u> →「 <u>全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサ ス)一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編</u> 」	(Ⅱ)359
71	<u>土木設計業務等</u> 第6編第1章 交通現況調査	第6210条 オーナーインタビューOD調査 2. 業務内容 (2)自家用車類OD調査 ・「 <u>使用者を訪問</u> 」 →「 <u>使用者を訪問(場合により郵送配布)</u> 」 ・「 <u>訪問留置、訪問回収方式により</u> 」 →「 <u>調査要綱に従って</u> 」 ・「 <u>身分証明書を携帯した</u> 」 →「 <u>訪問調査の場合は身分証明書を携帯した</u> 」 ・「 <u>後日調査員が回収</u> 」 →「 <u>後日調査員が回収(場合により郵送回収)</u> 」	(Ⅱ)360
72	<u>土木設計業務等</u> 第6編第1章 交通現況調査	第6211条 交通渋滞調査 2. 業務内容 (7)信号現示調査 ・「 <u>信号制御方式についても管轄警察に聞き取りによ り補助調査を行うものとする。</u> 」 →「 <u>信号制御方式についても調査を行う。</u> 」	(Ⅱ)361
73	<u>土木設計業務等</u> 第6編第4章 道路設計	第6407条 道路予備修正設計 2. 業務内容 <u>「なお、縦断設計を除くものとする。」</u> を追記	(Ⅱ)373
74	<u>土木設計業務等</u> 第6編第4章 道路設計	第6427条 調整池設計の区分 第6428条 調整池予備設計 第6429条 調整池詳細設計 <u>新規追加</u>	(Ⅱ)393～
75	<u>土木設計業務等</u> 第6編第4章 道路設計	第6430条 成果品 <u>図面縮尺、摘要を改正</u>	(Ⅱ)396

No.	項目	内容	備考
76	土木設計業務等 第6編第5章 地下構造物設計	第6504条 地下横断歩道等予備設計 第6505条 地下横断歩道等詳細設計 2. 業務内容 (5) 景観検討 <u>「特記仕様書又は数量総括表に定めにある場合には」</u> と追記	(Ⅱ)404、406
77	土木設計業務等 第6編第6章 地下駐車場計 画・設計	第6606条 地下駐車場本体予備設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 <u>「設計図書に基づき」</u> →「特記仕様書又は数量総括表に定めにある場合には」	(Ⅱ)441
78	土木設計業務等 第6編第7章 トンネル設計	第6703条 山岳トンネル予備設計 第6704条 山岳トンネル詳細設計 第6708条 立坑予備設計 第6709条 立坑詳細設計 2. 業務内容 (12) 景観検討《第6703条、第6708条》 (16) 景観検討《第6704条》 (18) 景観検討《第6709条》 <u>「設計図書に基づき」</u> →「特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には」	(Ⅱ)450、452 461、463
79	土木設計業務等 第6編第7章 トンネル設計	第6711条 開削トンネル予備設計 第6712条 開削トンネル詳細設計 2. 業務内容 (14) 景観検討《第6711条》 (19) 景観検討《第6712条》 <u>「景観検討について」</u> →「特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には」	(Ⅱ)466、468
80	土木設計業務等 第6編第8章 橋梁設計	第6803条 橋梁予備設計 第6804条 橋梁詳細設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 <u>「設計図書に基づき」</u> →「特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には」	(Ⅱ)484、486

No.	項目	内容	備考
81	<u>土木設計業務等</u> 第6編第8章 橋梁設計	第6807条 橋梁拡幅詳細設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 <u>「景観検討について」</u> →「 <u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u> 」	(Ⅱ)490
82	<u>土木設計業務等</u> 第6編第8章 橋梁設計	第6810条 橋梁補強詳細設計 2. 業務内容 (15) 報告書作成 設計概要書を作成するにあたり <u>解説する項目を改正</u>	(Ⅱ)493
83	<u>土木設計業務等</u> 主要技術基準及 び参考図書	・必要な技術基準及び参考図書を追記 ・図書名、改訂年度等を改正	(Ⅱ)502～
84	<u>発注者支援</u> 第1編総則 第1005条 管理技術者	・管理技術者の保有資格を改正 <u>(一社)全日本建設協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、(Ⅱ)を追記</u> ・支援管理技術者Ⅰ、Ⅱを削除	(Ⅰ)199
85	<u>発注者支援</u> 第1編総則 第1006条 担当技術者	・担当技術者の保有資格を改正 支援管理技術者Ⅰ、Ⅱを削除	(Ⅰ)200
86	<u>発注者支援</u> 第1編総則 第1038条 暴力団員等による 不当介入を受けた 場合の措置	・ <u>暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置を改正</u>	(Ⅰ)208
87	<u>電算業務</u> 全体	・文言の改正 「 <u>受託者</u> 」→「 <u>受注者</u> 」 「 <u>委託者</u> 」→「 <u>発注者</u> 」 「 <u>主任技術者</u> 」→「 <u>管理技術者</u> 」	(Ⅱ)669

No.	項目	内容	備考
88	提出書類一覧 表・標準様式 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言の改正 「<u>受託者</u>」→「<u>受注者</u>」 「<u>業務委託</u>」→「<u>委託業務</u>」 ・ 工事現場等における<u>事故発生報告書</u> 総務部入札監理課のホームページ内の「<u>建設工事等の入札に関する要綱等</u>」を参照するよう記載し、共通仕様書から様式を削除 	(Ⅱ)675
89	参考 立入り関係法令 一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令改正等に伴い、<u>条項、文言</u>を改正 	(Ⅱ)715

頁	新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1104条 業務の着手 P22</p>	<p>第1104条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>第1104条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日 _____</p> <p>以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1109条 担当技術者 第1110条 提出書類 P24</p>	<p>第1109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(様式-28,29)するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、<u>適切な人数とし、8名までとする</u>。ただし、受注者が設計共同体である場合には構成員毎に<u>適切な人数とし、8名までとする</u>。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>1. (中略)</p> <p>2. (中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。<u>なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)</u>。</p> <p>(中略)</p>	<p>第1109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合(変更する場合)は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出(様式-28,29)するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は _____ <u>3名までとする</u>。ただし、受注者が設計共同体である場合には構成員毎に _____ <u>3名までとする</u>。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>1. (中略)</p> <p>2. (中略)</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 _____</p> <p>(中略)</p>

頁	新	旧
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1112条 業務計画書 P24, 25</p>	<p>第1112条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>10日</u> (休日等を除く) 以内に業務計画書を作成し、監督員に(参考-11を付して)提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)業務組織計画</p> <p>(5)打合せ計画 (6)成果品の品質を確保するための計画</p> <p>(7)成果品の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準 (9)連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(10)使用する主な機器 (11)照査計画 (12)その他</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p>	<p>第1112条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>14日</u> 以内に業務計画書を作成し、監督員に(参考-11を付して)提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)業務組織計画</p> <p>(5)打合せ計画 (6)成果品の品質を確保するための計画</p> <p>(7)成果品の内容、部数 (8)使用する主な図書及び基準 (9)連絡体制(緊急時含む)</p> <p>(10)使用する主な機器 (11)照査計画 (12)その他</p> <p>3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p>